

## 第1 目的

この要綱は、東京都交通局監理団体がその設立の目的と活用のメリットを十分に達成・発揮し、自律的経営を促進するため、交通局（以下「局」という。）が行う東京都交通局監理団体の指導監督に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 東京都交通局監理団体の定義

この要綱において、東京都交通局監理団体（以下「局監理団体」という。）とは、東京都監理団体指導監督要綱（8 総総行 201）第2で定める東京都監理団体のうち、交通局が所管するものをいう。

## 第3 局監理団体の指定及び指定解除

第2の局監理団体の指定及び指定解除については、総務局長が行う東京都監理団体の指定及び指定解除をもって行ったものとみなす。

## 第4 指導監督事務の分掌

- 1 局監理団体に対する直接的な指導監督に関する事務は、交通局長（以下「局長」という。）が処理するものとする。
- 2 局長は、総務局長に局監理団体の事業、収支、局監理団体に係る都の予算の要求及び執行等に関して報告を求められた場合、これを行う。
- 3 1及び2の局監理団体に対する指導監督に関する事務のうち、別に定める特に重要な事項については、総務局長に協議の上、監理団体改革推進委員会に付議するものとする。

## 第5 局監理団体に対する指導監督

- 1 局長は、局監理団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するため、法令で定められているもののほか、別に定めるところにより、必要な指導監督を行うものとする。
- 2 局長は、局監理団体に対し、事業及び収支等に係る調査を行い、又は報告を求めるなど、当該団体の業務運営の状況の把握に努めるものとする。
- 3 局長は、毎年度終了後、別に定めるところにより、局監理団体の運営状況について、総務局長に報告するものとする。
- 4 局長は、指導監督事務を的確に行うため、局監理団体との間に「業務運営に関する協定」を締結するものとする。

## 第6 局監理団体の設立

- 1 局監理団体の設立については、既存団体の活用などにより、極力抑制するものとする。
- 2 局監理団体の設立の基準、事務手続等については、別に定めるものとする。

## 第7 都の財政支出

- 1 局監理団体に対する財政支出については、その事業の内容が公共性、公益性を有し、かつ事務事業の執行が効率的、効果的に行われるものである場合に行うものとする。
- 2 財政支出を行う基準については、別に定めるものとする。

## 第8 経営評価制度

- 1 経営評価制度は、局監理団体の経営状況を的確に把握し、これを適正に評価することにより、局監理団体の自律的経営を促進するとともに、局監理団体の経営責任及び交通局の指導監督責任を明確にすることを目的とする。
- 2 経営評価制度の内容等については、別に定めるものとする。

## 第9 役員業績評価制度

- 1 役員業績評価制度は、役員の業績を的確に把握し、これを適正に評価するとともに評価結果を役員人事及び役員報酬に反映させることにより、局監理団体の自律的経営及び経営改善の促進に資することを目的とする。
- 2 役員業績評価制度の内容等については、別に定めるものとする。

## 第10 情報公開の推進

局監理団体の情報公開については、団体の自主的な取組を基本として、その推進を図るものとする。

## 第11 情報セキュリティ対策

局監理団体の情報セキュリティ対策については、電子情報及び文書を対象として、情報セキュリティポリシーを策定するなど、必要な対策を実施するものとする。

## 第12 その他報告を受ける団体

- 1 局長は、別に定めるところにより第2の局監理団体以外の団体（以下「報告団体」という。）についても適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握し、毎年度終了後、団体の運営について総務局長に報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、局長は、総務局長から報告団体の運営に関して報告を求められた場合、これを行う。

## 第13 備付書類

局長は、局監理団体に対する指導監督をより適切なものとするために、次に掲げる書類を備え付け、整理しておくものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 基本的諸規程
- (3) 役員及び幹部職員名簿
- (4) 現年度及び過去5年間の予算及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、事業報告書、事業計画書等、その他指導監督に必要な書類

## 第14 関連規定

局監理団体の指導監督に係る事務処理については、この要綱で定めるほか、東京都監理団体指導監督基準（8 総総行 202）、東京都監理団体設立等事務要領（8 総総行 203）、東京都監理団体経営評価要領（12 総行革 369）、東京都監理団体役員業績評価要領（12 総行革 370）及び東京都監理団体の契約に関する指導監督指針（19 総行革監 35）の定めを準用する。その際、各規定中の「東京都監理団体」は「局監理団体」と、「局長等」は「局長」と読み替える。

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱等は廃止する。
  - (1) 東京都交通局監理団体指導監督事務要綱（8 交経企 430）
  - (2) 東京都交通局監理団体経営評価制度実施要領（10 交経企 203）

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。